

港湾施設災害復旧事業費補助(補助災)

事業の概要

■ 予算科目

(項) 河川等災害復旧事業費

(目) 港湾施設災害復旧事業費補助 (昭和26年度～)

■ 事業内容

地方公共団体又はその機関が維持管理する港湾施設及び海岸(港湾に係るもの)又は海岸保全施設(港湾に係るもの)を復旧する事業。

■ 事業主体

地方公共団体等

■ 補助率

	通常	北海道	離島	奄美	沖縄
港湾施設 海岸保全施設	2/3	4/5	4/5	4/5	4/5

■ 施行期間

災害発生年を含めて**3ヶ年**以内(負担法第8条の2)

■ 採択基準及び採択限度額

- (1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する港湾及び海岸(港湾に係るもの)の災害復旧事業であること。
- (2) 暴風、こう水、高潮、地震等の異常な天然現象により生じた災害であること。
- (3) 1箇所の工事費が都道府県及び政令指定都市にかかるものは**120万円以上**、市町村に係るものは**60万円以上**であること。(負担法第6条)

補助災害事例



H18年災長崎県須川港 防波堤
※台風13号による被災



H17年災鹿児島県東之浜港(トカラ列島) 防波堤
※台風14号による被災